

「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の一部改正（案）について

1 改正理由

県では、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の利用により、住民の皆様の利便性の向上や、行政の効率化を図るため、平成25年4月1日に「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」（以下「条例」という。）を施行し、住基ネットを利用することができる事務を定めているところである。（別表第一及び別表第二）

このたび「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」の改正に伴い、個人番号の利用を可能とする事務が追加され、申請者等に係る課税証明書等の添付書類が省略される予定である。事務の実施機関において個人番号等の真正性を確認する手段を確保するため、条例を改正して本人確認情報の利用事務を追加する。

2 改正内容

（1）追加する事務

- ①高等学校等（私立の高等学校等に限る。）の設置者が行う授業料減免事業に係る補助金の交付に関する事務
- ②高等学校（私立の高等学校に限る。）の設置者が行う入学金軽減事業に係る補助金の交付に関する事務

（2）事務の概要

- ①私立高等学校等に通う生徒のうち、保護者の年収が一定の金額以下の世帯等に対し、私立高等学校等が行う授業料減免事業に対して補助金を交付する事務。申請の審査において、住基ネットを利用する。
- ②私立高等学校に通う生徒のうち、保護者の年収が一定の金額以下の世帯等に対し、私立高等学校が行う入学金軽減事業に対して補助金を交付する事務。申請の審査において、住基ネットを利用する。

（3）住基ネットを利用する所属

総務部学事課

(4) 住基ネット利用件数（見込み）

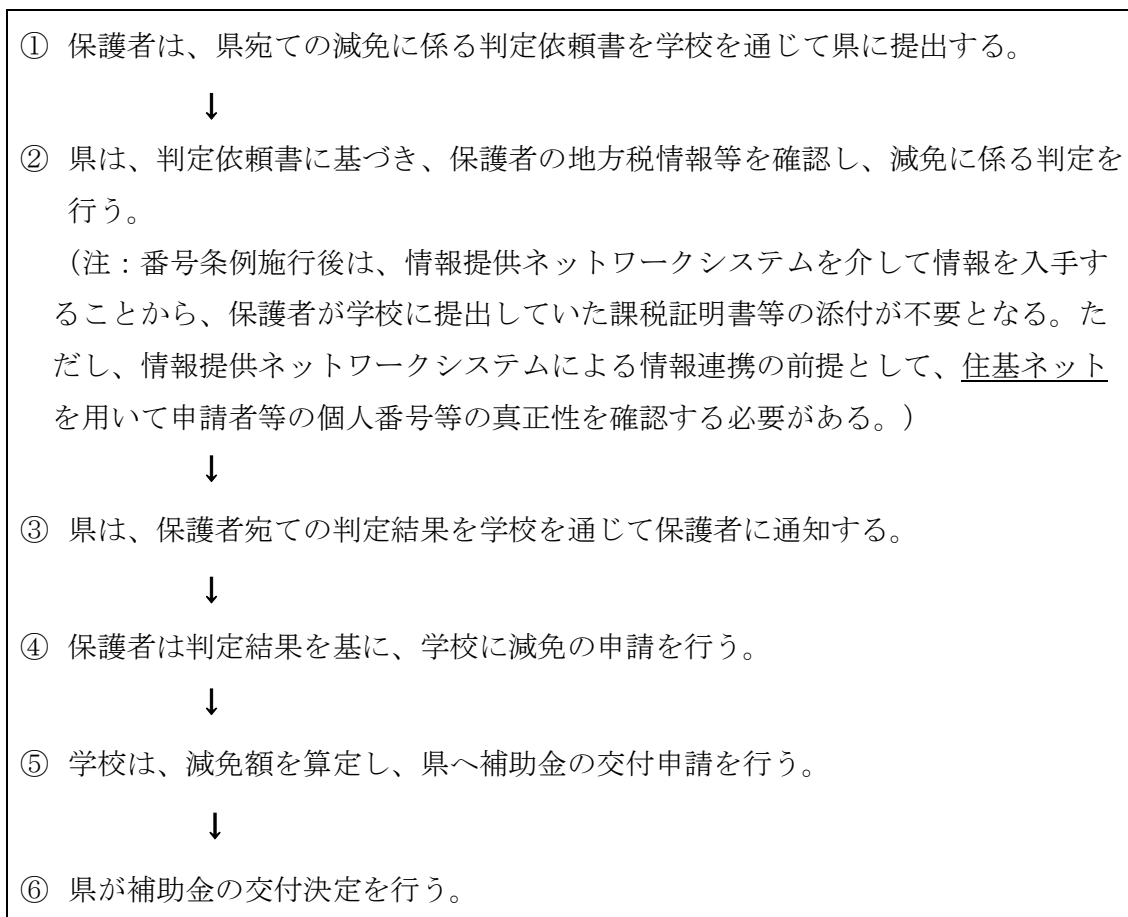
- ①年間約30,000件
- ②年間約4,000件

3 追加事務における住基ネットの利用場面

保護者が授業料の減免を受けようとする際には、課税証明書等の添付書類が必要となるところであるが、番号条例の施行後は、国の情報提供ネットワークシステムを介した他機関との情報連携が行えることから、添付書類の省略が可能になる。

情報提供ネットワークシステムを介した他機関との情報連携にあたっては、前提として、申請者等の個人番号等の真正性について確認する必要があるため、住基ネットを利用して本人確認情報の提供を受けるものである。

<事務フロー>



4 施行日（予定）

令和2年4月1日